

草 津 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和 4 年 1 1 月 定例会

(1 1 月 1 6 日 開 催)

草 津 市 教 育 委 員 会

出席委員	教 育 長	藤 田 雅 也
	委 員	稲 垣 明 美
	委 員	松 嶋 徹 也
	委 員	小 辻 寿 規
	委 員	我 孫 子 智 美

事務局出席者	教育部長	増 田 高 志
	教育部副部長（総括）	田 中 三 男
	教育部副部長（スポーツ推進・スポーツ大会担当）兼 スポーツ推進課長	宮 田 勝 一
	教育部副部長（図書館担当）兼 図書館長	二 井 治 美
	教育部副部長（学校教育担当）兼 学校教育課長	上 原 忠 士
	職員課長	橋 本 哲 男
	教育総務課長	吉 田 克 己
	学校給食センター所長	田 中 直 樹
	第二学校給食センター所長	馬 場 英 樹
	教育総務課係長	高 山 和 也

令和4年11月草津市教育委員会定例会会議 次第

令和4年11月16日 午後3時00分開会

日程第1 会期の決定について

日程第2 10月定例会会議録の承認について

日程第3 教育長報告

日程第4

付議事項 (7件)

議第56号 臨時代理の承認につき議決を求めることについて

議第57号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

議第58号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

議第59号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

議第60号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

議第61号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

議第62号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

報告事項 (2件)

(1) 草津市学校給食費徴収規則の一部改正について

(2) 寄付の受け入れ報告について

開会 午後３時００分

藤田教育長

それではただいまから、草津市教育委員会１１月定例会を開会いたします。それでは議事に入ります。

—————日程第１—————

日程第１、会期の決定についてであります。本日１日限りとしたしたいと思います。御異議ございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようでございますので、１１月定例会は本日１日限りとしたします。

—————日程第２—————

藤田教育長

次に日程第２、１０月定例会会議録の承認についてですが、あらかじめ事務局から配付され、熟読されていると思いますが御異議ございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようですので、１０月定例会の会議録は承認されたものと認めます。

—————日程第３—————

藤田教育長

では次に日程第３、教育長報告に移ります。

それでは私の方から諸般の報告をさせていただきます。

まず１０月２５日、コミュニティ・スクールくさつ兼地域協働合校全体研修会が開催されました。研修会では、湖南省の地域学校協働活動推進員の方や、本市の地域コーディネーターの皆様から、具体的な実践内容の御紹介をいただき、パネルディスカッションで意見が交わされました。この研究会で得られた大きなヒントは、学校と地域がよく知っている部分、よく知らない部分をお

互いに補完し合い、どのような子どもに育てるのかという子ども像の共有を図ることが重要だということでした。そのためには、学校、地域がお互いに情報発信することや、定期的な懇談の場の設定も必要です。最後にコミュニティ・スクールと地域協働合校の一体的な推進について、コーディネーターの方が、「自転車にたとえますと前輪がコミュニティスクール、後輪が地域協働合校、そしてハンドルが学校の校長・教頭、ペダルは地域コーディネーターである」と、まとめられたのが印象的でした。そういった意味では、まだまだ自転車は恐る恐るスタートしたばかりかもしれませんが、今後も学校、地域、家庭の連携を進め、安定走行をめざして取り組んで参りたいと思います。

次に、秋のオープンキャンパスが高穂中学校で行われましたので、11月9日に視察をいたしました。今回も3つの小学校区ごとに延べ3日間の参観可能時間帯が設定されていました。保護者の皆様からも就労など多忙な中、参観の可能時間が複数設定されているということで、参観しやすいというお声をお聞きしております。また、今回は新たな取組として、地域の民生児童委員の皆様の協力を得て「子育て生活相談窓口」も校内に設けられ、学校と地域、そして福祉部門との協働が実現しました。コロナ禍の中で、人と人との繋がりの希薄化が進み、子どもたちも大人も居場所が少なくなったと思っております。人は文字通り誰かに支えられ、繋がっていることで、安心で居心地の良い場所や空間が確保され、心身が落ち着き、そして明日への励みに繋がっていくものと思っております。この高穂中学校では、10月から校内に登校支援室も設けられました。子どもたち一人ひとりを大切にする教育は、これからまだまだ続いていきます。校長先生をはじめ、全ての教職員の皆様にエールを送りたいと思っております。

次に、11月11日に玉川中学校では、総合的な学習の時間において、環境や人権、また防災の分野で、学校と地域を結ぶ「つながり学習」に取り組んでおられ、その発表会がありましたので視察させていただきました。これは子どもたちが課題を見つけ、仲間とともに話し合いを通して課題を解決していくという取組です。これまでのこの学習に協力してくださった地域や企業の皆様、そして学校運営協議会の委員の皆様もお招きされ、学習の成果を発表する発表会が開かれました。「学習を通して考え方が変わった」、「みんなの生活を見直して欲しい」という声や、「社会

との関わりや自分がどうしたらいいのかが分かった」、「これからも積極的に関わっていききたい」など、頼もしい生徒の発言も多くございました。「つながり学習」は、これからも先行きが不透明な時代を生き抜く力を養い、持続可能な社会のための担い手づくりに繋がる重要な学習の場になっています。ここでの学びを将来の夢や目標に繋げて欲しいものです。

次に、11月11日から18日までの間、草津市教育研究所において、教育支援センターやまびこの秋の展覧会が開催されていますので視察いたしました。会場には子どもたちが作った沖縄の民芸品であるシーサーが展示されていました。一つひとつ特徴のある作品ばかりで、それぞれの個性や思いが現れていました。粘り強くそして作品に仕上げるという達成感のある活動を感じました。この他にも、芋や野菜の収穫体験の様子や日々の小集団活動の様子をパネル展示されており、やまびこの取組が非常にわかりやすく紹介されています。是非、御覧をいただきたいと思っております。先月に文部科学省から発表された令和3年度の問題行動・不登校調査結果では、全国で不登校生が24万5千人にものぼっています。本市においても増加傾向ですが、児童生徒の日頃の見取りや定期的な教育相談、そして保護者との連携、また学校での登校支援対応、いわゆる別室対応や、教育支援センターややまびこでの教育相談、また小集団活動教室やフリースクールなど民間施設への通所支援等の取組を行っております。今後も、一人ひとりの教育機会の確保に努めて取組を進めて参りたいと考えております。

最後に、老上中学校では生徒が実行委員になり、企画、展示、広報活動を行う美術展が開催されています。この取組は美術教員の発案で、「OAP」老上アートプロジェクトと名付けられています。文化祭に合わせて展示されたのですが、保護者の方から

「学校中が美術館のようだ」と、好評につき展示期間が延長されたとお聞きしております。会場は校内1階から4階の廊下や階段などを活用されています。作品内容は1年生が自画像、2年生が食品サンプル、3年生は紙に命を吹き込むということで、特に3年生が制作したダンボールなど紙を使った作品は、老上中学校から発生する紙類ゴミを再利用するという、環境学習としての評価もできるものでございます。私も現物を見させていただきましたが、本当に創意工夫された作品ばかりで学校が美術館に大変身す

稲垣委員

るという素晴らしいアイデアだと思っております。学校では12月22日まで展示されますが、地域のまちづくりセンターや大型商業施設においても、今後展示をされていかれるということで、是非多くの方々に御覧をいただければと思っております。私の方からの報告は以上でございます。

それでは、引き続きまして、委員の皆様から教育全般に関する事項で御意見、御感想などをお願いいたします。

10月31日、11月1日と市町村教育委員会研究協議会の第2ブロック研究発表協議会に長崎の方に寄せていただいた時のことを少しお話ししたいと思います。最初に初等中等教育施策の動向について文科省より50分ほど説明がありました。その中で一番におっしゃったのは、「予算を減らさないようにすること、少人数、少子化していく中で予算が削られるのをストップさせる努力をしている」ということをおっしゃったのが印象的でした。それから個性を大事にする教育が大事ですということをおっしゃっていて、その中で10項目ほどのお話があり、キーワードとして残ったのが、今までですと、いじめ不登校対策という言葉で終わっていたのですが、そのあとにヤングケアラー支援、自殺対策というのが増えてきて、そういうところにも焦点が当てられているのに注目しました。それから、夜間中学の実施設置の促進と充実について、夜間中学は昭和の時代の話かと私は思っていたのですが、不登校や学校に行けていない子どもたちが学び直す、中学校は義務教育で卒業はできますが、そこでの学びを大事にしたものというようなことが説明されていました。しかしながら滋賀県にはございません。京都、大阪、奈良、兵庫にしか夜間中学がないようですけれども、昔とは違う視点で夜間中学というものがあるということです。またデジタル教科書について、これからデジタル教科書も取り入れていくというお話をされていました。もう一つは35人学級を推進するとおっしゃっていたのですが、滋賀県の方は35人学級の取組がすでに進んでおり、3年生までは35人学級を県指定で行っているのです、滋賀県は進んでいると思って聞いておりました。そのあと、基調講演やパネルディスカッション等があったのですが、長崎、大分などの話でキーワードは「ふるさと創生」についてでした。ただ、長崎は島が多いところです

ので、学校規模も大変小さいです。小さな小中学校がたくさんあるというイメージでした。草津市と比べたときには、教育方針は違いますが学びとるところも有るという印象でございました。2日目は分科会で私は「地域総がかりで子どもを育むための教育向上について」ということで、2地域のレポート提案がございました。そのうちの1点が高知の黒潮町のエducational長さんのお話でした。海に面していますのでやはり防災教育が欠かせないというお話がありましたが、防災教育について総合的な学習との密接な繋がりになるというところで、こんな言葉を言われたのが印象的でした。「他人事ではなく、自分事として考えなさい。」そこをキーワードにしており、総合的な学習は、「調べ学習が中心ではなく、何のために探求学習を行うか」ということが重要ですよということをおっしゃっており、これに尽きるなと思いました。草津市もスクールE S Dを行っておりますが、調べ学習ではなく探究学習に向かっているのかなというところで、課題を自分で解決するというお話だと思いますが、そういう方向性をしっかり見極めて進んでいかないと総合学習がゆとりになってしまう、そこは気をつけたいという印象を持ちました。

11月11日、全国学校体育研究大会滋賀大会研究発表大会が老上西小学校で行われました。こんな大きな大会と思わずに寄せていただいたのですが、幼小中学校の公開授業が11分科会で行われているのに驚きました。老上西小学校は3年前から研究をされて、取り組まれた授業を見せていただきました。若い先生で2年目3年目とおっしゃいました。一生懸命授業に向き合い、子どもたちとの対話を大事にしながら取り組まれている様子に感動いたしました。それから、場の設定、教具の充実、子どもたちが充分活用できるだけの道具がそろっており驚きました。これは市の支援があつたと思いますが、開校7年目の学校で道具も新しいですし、充実もしており、子どもたちが飛びつきそうな教具があるので、十分に活動できるだけの運動量があつたのが印象に残っております。また他県からの参加者もおられました。ただ、今日も草津小学校の授業を見せていただきましたが、学校によって子どもの実態は様々であるなと思います。それに合わせた教育が大事です。勉強がよく出来る、出来ない、そういうことではなくて、地域に根差した教育、地域との連携ということも大事にした教育に取り組んでいかないと子どもたちは育たないのではないかと

なという印象を持ちました。以上です。

私も10月31日から2日間かけて、長崎で行われた協議会の県外研修に出向いておりました。稲垣委員がおっしゃったこと以外で、私が感じたことをお伝えしたいと思います。まず、初日に「ふるさと」というテーマで、主には地域や学校との繋がりが重要というところを長崎SDGsクラブの江頭さんという方が説明をされていました。草津市とはレベルの違う過疎化という異なる問題を抱えた自治体で、今どれだけ閉塞感が地域であるのかというところを実際に伝わってくるような形で説明をさせていただいたのかなというふうに思いました。内容としては、大枠といたしますか、具体的な施策というよりも、今後どういう道筋でまちを活性化していったらいいか、また、そこに学校教育がどのように変化していくかということをお話しされており、よく言われるのが、今の社会の変化に対してうまく順応していくという方法と、昔の社会はうまくいっていて、昔のやり方を踏襲していく方が良いじゃないかっていう二極論です。分かれがちなところを順応したほうが良い部分と、昔のやり方の中でも残したほうが良い部分は残していこうよというところで、変化していった方が良い部分と残した方が良い部分の両方の良いところをとって、今後に生かしたほうが良いと私は感じました。この中でも具体的な形の中で、こういうところは面白そうだなと思ったのが、地域の本当に小さな行事などでも、子どもが行事に参加じゃなくて参画することを推進したいとおっしゃっていました。子どもが実際に小さな地域の行事でも、こういうことをしたらいいじゃないかと、子どもたちで企画を行い、大人も一緒に見守りながら、企画をしていくということです。草津市でも主体的な学びを進めていますけれども、それを地域の中でも子どもが実施していく様に推進していきたいとおっしゃっているのが、今後実際にどのように実行していくのか、どのような成果が上げられるのか、聞かせていただける機会があれば聞いてみたいと感じました。そういう説明会を受けた上で、時間的にも人数的にも厳しいかと思いますが、実際にその地域の学校の授業風景等を皆で見学する機会があっても、今後いいのかなというふうに感じました。2日目に関しては不登校児童生徒への支援のあり方というテーマについて発表を聞いて参りました。1つ目の発表では長崎県の雲仙市の発表を聞かせていただい

たのですけれども、先ほど稲垣委員もおっしゃったとおり、地理的な制約が大きい地域で、児童サポートセンター事業ということで、いろいろな地域に出向いて学習のサポートをしたり、話を聞いたりするというようなところを進めていくという話を聞きました。草津市でも、適応指導教室やまびこがありますが、やはり過疎でなかなか距離も離れているところは、若干似ているような部分なのかなというふうに思いました。地域的な制約でかなり距離もあるので、生徒に1台与えられているタブレットを利用して、今後は学習の課題を配信したり、チャットやビデオ電話で話を聞いたりすることも試してみて、どういう成果が出てくるのかを今後見ていきたいというふうにおっしゃっていた。ここに関しても、実際その成果が出てくれば、草津市でもタブレットを配っていますし、良いところはどんどん取り入れて、利用できるかなというふうに感じました。次が京都市の発表だったのですが、京都市では「心の居場所づくりハンドブック」という教職員用の指導資料を作られているというお話がありました。このハンドブックについては、いろいろな教育委員会の方が発表の場でも質問をされていましたが、多様な生徒がいる中で心理学や教育学など様々な知見やこれまでの経験から、生徒に対応するための先生用の基本となるようなハンドブックを作られていました。京都市は不登校特例校などの取組を以前から実施されており、実際に積み重ねもあるので、こういったハンドブックを作ることができたということもあると思います。ため込んだこれまでの知見を1冊の本にまとめているものが、なかなか他の教育委員会にはないので、そういう資料をぜひ共有してほしいと意見が集まっていました。ぜひ、草津市でも資料の共有の話をしていただき、実際に資料の中身を精査していただいた上で、活かせるところは活かしていただきたいというふうに感じました。

最後に先日、松原中学校の図書室で生徒が主催で行ったビブリオバトルがありましたので、拝見して参りました。まず驚いたのがビブリオバトルを見に来ている生徒の数です。図書室自体はそこまで大きくはないのですが、ビブリオバトルを見に来る生徒がおおよそ50人から60人ぐらい集まっていました。ビブリオバトルを見に来た生徒だけではなく、実際に本の貸し借りに来られている生徒も合わせたら、もっとたくさんの生徒さんが図書室に出入りされていたと思います。まずその風景にすごく驚きまし

た。自分が学生の時に、こんなに図書室に人が来ていたかなというふうに感じました。ビブリオバトルがあったから来ていた生徒ももちろんいるでしょうが、図書館に出向いてくる生徒が多いというのはすごく良いことだと思います。3人の生徒さんが発表されており、2人は自分が持ってきた本の自分が感じたことや特徴を話されていました。最後の1人の生徒さんは、杉原千畝さんという方の本で、第二次世界大戦時にドイツでビザを発行した有名な方で、その人の本を持ってきたのですが、「この本を持ってきましたけど、僕はこの話をしません。僕の将来の夢を話します」という感じで、趣旨と違う話をされていました。実際に聞いている生徒たちが笑って、その場は和んでいましたが、先生はその風景を見て、本についてちゃんと紹介すべきだったのではないかとおっしゃっていました。ただ、実際にその生徒の発表で図書室に来て笑っている方もいて、杉原千畝ってどういう人だろうと興味を持った方もいたかもしれません。今回初めて図書委員の方が主催したイベントというのもあったので、趣旨とは違う発表もあったかもしれませんが、結果的にはもしかしたらそれで図書に興味を持つ子も増え、むしろ、生徒の前で話す体験をみんなできているのがすごくいい機会だと私は感じました。そういった機会は積極的に行っていただきたいと感じました。発表する機会は何どの学校でも作っていただけたらいいのかなというふうに感じました。私からは以上です。

小辻委員

先日、草津宿本陣に伺いまして職場体験を含めて拝見させていただきました。ハロウィン写真のスポットを作ったりと、中学生が楽しく場を作る能力が発揮されていました。学芸員さんの方とお話をしましたが、非常に良かったということでしたので、新しいものの見方等を職員の皆さんにも見せてくれているという意味で、有効に職場体験が機能しているひとつの事例を見ることができました。あとは、草津宿本陣で、小学生たちが来られた時の感想文が掲示されていました。職員さんもいろいろな視点で仕事のやりがいを感じられる良い交流を見ることができたと思いました。崩し字の体験イベントもされており、一般のお子さんが来られて崩し字の勉強をしたり、家族でクイズに取り組んだりする様子を見ることができました。本陣を通した世代間交流や地域交流の場が、コロナ禍の中でも出来つつあるのかなと見ております。

立命館大学の方でも「本陣年越し大作戦」というプロジェクトを
させていただいており、12月3日に清掃活動や本陣のお手入
れ、クイズなどをさせていただきます。いろいろな方が参加して
いただけるように準備されています。地域の皆さんなどの世代間
交流にこの場を役立てていただければと強く思っております。

次にヤングケアラーのお話になりますが、今、どんどん増えて
きています。分かりやすくなってきたという事と同時に、お手伝
いだと思っていたがもしかしてヤングケアラーじゃないのかと思
うという事案もあると思います。「ヤングケアラー」という言葉
自体が浸透してきた訳ですが、ヤングケアラーについて考える
と、明治4年に小学校が出来て、男女含めて学校に通うとなった
時に家から労働力の子どもたちが奪われたという事で一揆が起こ
りました。逆に子どもたちは労働から解放されたということであ
す。そのような労働から解放された歴史があったわけですが、今
般、男女共同参画、女性が外で働くという視点で考えると、今度
は子どもたちが家の中に戻されてしまっているのかなと思いま
す。これが問題になるのかと改めて感じた中で、全ての人々が自
由に学ぶことができる、社会進出できるという中で、どのような
形でサポートできるか。もしかすると学校の先生方も自分の子ど
もがヤングケアラーという状況になっているかもしれません。そ
ういう中で、皆が社会に参加できるあり方をもう一度考えたうえ
で、ヤングケアラー問題を考えていかないといけないと思いま
す。世代を超えてみんなで支えていくというあり方で、歴史文化
の継承を含めていろいろと出来たらと思っております。

話は戻りますが、職場体験の結果をまた発表していただける場
を設けていただければ非常に良いと思っております以上です。

我孫子委員

最近見たツイッターで、西渋谷公園のボール遊びが禁止にな
ったというのが話題になっています。ツイートされた方は、自分
の子どもや近所のお子さんが急にボール遊びが出来なくなり、あ
まり理由も分からないままボール遊びが禁止になってしまって困
っている、という様な事をツイートされており、どういうことな
のかと怒っておられている様子でした。これを見た別の方が、市
に問い合わせをされて、なぜ禁止になったのかが分かったのです
が、近隣の方の窓ガラスが割れたり、ボールを追いかけている子
どもが道路に飛び出して危険なので、一時的にボール遊びは禁止

されたということです。最近禁止されて、警備員の方が回っておられるところで、今後どうなるのか様子を見ていきたいですと、このツイートは終わっていました。いろいろな面があるので、良し悪し難しいとは思いますが、子どもたちの体力低下ということで話題が上がっていましたし、それを学校体育だけでは到底カバーできないところもあると思います。ある程度の運動には回数や経験などが必要だと思いますので、環境づくりをしてあげただけで変わるところはあると思います。いろいろな部署との連携が大変とは思いますが、どこの地域でもこの問題はあると思いますので、していけたらいいなと感じております。以上です。

藤田教育長

松嶋委員がおっしゃった「心の居場所ハンドブック」ですが京都市教育委員会からデータをいただきました。公開はしないとおっしゃいましたが、非常に参考になると思っています。先生方のそういったハンドブックがあれば、均一化した生徒対応が出来ると思います。そのような取組をしていきたいと思っています。

これで教育長報告につきましては以上で終わらせていただきます。

—————日程第4—————

藤田教育長

次に、日程第4の付議事項に進みます。

議第56号、臨時代理の承認につき議決を求めることについては、人事に関することございまして、また、議第57号から議第62号、までの地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第29条の規定により、教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについては、市議会11月定例会に関する議案であり、現時点で公表されていない議案でありますので、会議を公開しないこととすべきであると考えております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項では、「教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件、その他の事件について、教育長または委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決をしたときは、これを公開しない」となっておりますので、この規定に基づいてお諮りをいたします。議第56号から議第62号までを公開しないこととすることについて御異議はございませんでしょうか。

各委員	— 異議なし —
藤田教育長	異議なしと認めます。よって、議第５６号から議第６２号まで公開しないことといたします。この議案につきましては、報告事項の終了後に審議を行うことといたします。 —————日程第５—————
藤田教育長	次に、日程第５、報告事項に移ります。 事務局の説明を求めます。報告事項の１件目、草津市給食費徴収規則の改正について説明をお願いします。
学校給食センター所長	学校給食センターの田中でございます。 報告事項１、草津市学校給食費徴収規則の一部改正について御説明申し上げます。報告書は１６７ページと新旧対照表が１６８ページにございます。先月の定例教育委員会及び協議会で御説明申し上げました、令和４年１２月分からひと月当たりの給食費の額の改正を行うにあたり、徴収規則第２条第１項第１号の小学校給食につきましては、現行３，８００円から４，０００円へ、同第２号、中学校給食につきましては、現行４，５００円から４，７５０円へ改定を行うための規則改正を行いました事を御報告いたします。なお、小中学校及び児童生徒の保護者の皆様への給食費の改定と、１２月分から３月分までの４か月間の給食費無償化のお知らせにつきましては、昨日１１月１５日に学校給食センター・第二学校給食センターから各小中学校へ配布の依頼を行っております。合わせまして、市ホームページへの掲載の準備も只今行っておりまして近日中に公開の予定でございます。以上、誠に簡単でございますが御報告とさせていただきます。
藤田教育長	続きまして「寄付の受け入れ報告について」お願い致します。
教育総務課長	報告事項の２、「寄付受け入れ報告について」教育総務課の吉田が御説明申し上げます。報告書は１６９ページでございます。株式会社京都銀行様から寄付品目記載の物をいただきました。寄付受け入れ報告については以上でございます。

藤田教育長

では、ただいま2件の報告事項を受けましたが、これについての御質問がございましたらお願いいたします。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

それでは報告事項につきましては以上で終わらせていただきます。

続きまして、先ほど、非公開とした議案の審議に移りたいと思います。傍聴の皆様におかれましてはおりますが、退室いただきますよう、よろしくお願いいたします。

「議第57号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

職員課長

職員課の橋本でございます。議第57号の草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案につきまして御説明を申し上げます。お手元議案書の9ページから34ページまでが改正文になっております。35ページから94ページまでは新旧対照表でございます。今回の御説明に当たりましては、別途お手元に配付させていただいておりますA4カラー刷りの1枚ものの資料をもって、改正の要点を説明させていただきます。タイトルが「令和4年11月定例市議会提出予定議案」になっているものです。そちらを御覧いただきたいと思います。今回の改正につきましては、少子高齢化、生産年齢人口の減少を踏まえまして、高齢職員の活躍と次世代への知識、技術の継承を目的といたしまして、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引きあげますとともに、必要な規定の整備を行うものでございます。（1）職員の定年の引き上げでございます。現行の60歳から65歳まで引き上げるものでございますが、経過措置といたしまして、現行60歳としている定年年齢を、令和5年度から2年ごとに1歳ずつ引きあげることといたします。下の図に記載のとおり、左側の生年月日ごとに定年年齢を段階的に引き上げるものでございます。（2）管理監督職勤務上限年齢制いわゆる役職定年制の導入

でございます。これは管理監督職に就く職員を原則60歳で非管理監督職に異動させる制度でございます。下の表に示しておりますとおり、本市におきましては5級の課長補佐級以上の職が管理監督職に当たりますが、これらの職員が原則として定年延長をする場合につきましては、非管理監督職である4級の係長級の職に従事する事となります。ただし、②のところがございますが役職定年制における降任等の特例といたしまして、管理監督職の職員が役職定年により他の職に代わる事で、公務の運営に著しい支障が生じる場合につきましては、引き続き管理監督職のまま勤務させることが出来る特例を考えております。(3) 定年前再任用短時間勤務制の導入でございます。こちらにつきましては、高齢期の職員の多様な働き方を可能とするため定年年齢に達するまでの任期で、短時間の勤務の職に再任用する制度でございます。本市におきましては、これまでも再任用短時間勤務制度を導入しておりますため、実際の勤務条件と致しましては、現行の再任用短時間勤務と同じものになります。裏面を御覧下さい。(4) 定年延長職員の給料月額の7割措置でございます。定年延長職員の給料月額につきましては、当分の間60歳となる年度の給料月額の7割水準となるものでございまして、これにより地域手当などの給料月額に連動する手当も含めまして、7割水準に設定されることとなるものです。(5) 退職手当の取り扱いについてでございますが、定年引上げに伴いまして、61歳となる年度以降に給料月額が7割水準に減額となりましても、退職手当の基本額は減額前の給料月額を基礎に計算するというピーク時特例を適用する事とします。今回の定年改正におきまして改正等が必要な条例は、一覧表のとおりでございまして、草津市職員の定年等に関する条例など関係する13本の条例の改正と、1本の条例の廃止を一括して行い、令和5年4月1日から施行するものでございます。以上、誠に簡単ではございますが、「議第57号の草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案」の御説明を終わらせていただきます。何卒御審査いただきますよう宜しくお願いいたします。

藤田教育長

ではただいま説明がございました内容について御意見、御質問がございましたらお願いをいたします。

藤田教育長	施行日はいつからですか。
職員課長	施行日は令和５年の４月１日からです。
松嶋委員	草津市特有ではなく、滋賀県とか全国で同じですか。
職員課長	はい。国家公務員の制度も同様に改正されまして、それに基づいた地方公務員の改正になっています。
藤田教育長	ということは、年齢を段階的に上げていくスケジュールも含めて、特に草津市独自で運用をされるところはないということですね。非管理職も各市町によって非管理職の定義が決まっていると思いますので、そこに該当していくということで、特に草津市で柔軟に運用されるわけではないということですね。
職員課長	そうですね。管理職か非管理職かの設定時には、基本的には同じような設定をされているかと思いますが、管理職から非管理職に役職定年することに関しては全国一律のものでございます。それを草津市の運用に当てはめるという事でございます。
藤田教育長	ではほかに意見はないようでございますので、議第５７号は意見なしとして市長に回答することといたします。 次に、議第５８号、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
職員課長	それでは、議第５８号「草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」につきまして、職員課の橋本が御説明を申し上げます。お手元議案書の９７ページから１１７ページまでが改正文でございます。説明におきましては新旧対照表で御説明を致したいと思います。１１８ページからとなりますのでこちらを御覧ください。今回の改正につきましては、令和４年人事院勧告及び滋賀県人事委員会勧告によります国県の改正に準じまして、市職員の月例給及び勤勉手当を引き上げるものでございます。ま

ず第1条では、本年12月期に支給する正規職員の勤勉手当の支給率を0.1か月分、再任用職員の勤勉手当の支給率を0.05か月分引き上げるものでございます。次に資料が分かれて申し訳ございませんが、118ページ別紙と書いております新旧対照表を併せて御覧ください。別紙となっておりますのは、給料表の別表第1から第3までの改正内容でございます。また議案書本編に戻りますと、119ページから124ページまでが、別表第4の給料表の改正でございます。こちらにつきましては、初任給を3,000円から4,000円程度引き上げまして、30歳代半ばまでの職員が在籍する号棒を中心に所要の改正を行うものでございまして、全体といたしまして平均改定率はプラス0.33%となっております。次に125ページでございます第2条関係でございます。こちらにつきましては、来年度以降の勤勉手当につきまして、6月期と12月期の支給月数を平準化するものでございます。次に126ページを御覧ください。第3条関係では、特定任期付職員の給料月額1号級につきまして、1,000円引き上げるとともに、本年の12月期の期末手当を0.05月分引き上げるものでございます。次に、127ページでございます。第4条関係につきましては、同じく特定任期付職員の来年度以降の期末手当につきまして、6月期と12月期の支給月数を平準化するものでございます。続きまして128ページから133ページまででございますが、こちらにつきましては、第5条、第6条については市長及び副市長、第7条、第8条につきましては教育長、第9条、第10条は常勤監査委員の期末手当につきまして、本年12月期の支給率を0.05月分引上げ、来年度以降は6月期と12月期の支給月数を平準化するものでございます。最後に134ページの付則でございますが、第1項では施行期日を規定し、第2項では今年度分の遡及にかかります適用日を規定し、第3項では既に支払済みの給与の内払いについて規定するものでございます。以上、議第58号の草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

藤田教育長

ではただいまの説明について何か御意見、御質問ございましたらお願いをいたします。

意見等もないようですので、議第５８号は意見なしとして、市長に回答することといたします。

次に、「議第５９号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

職員課長

議第５９号の「草津市職員の降給に関する条例案」につきまして、職員課の橋本が御説明申し上げます。議案書の１３９ページをお開き願います。本条例案につきましては、新たに定年延長制度が創設されることに伴いまして、給料月額を７割水準とする措置や、いわゆる役職定年制によります管理職からの降任等が分限処分の一つであります降給に該当いたしますことから、職員の降給全般に関する手続きや効果を定める条例でございます。第１条につきましては条例の目的、第２条につきましては降給の種類、第３条は降格の事由について規定するものでございます。第４条は降号の事由、第５条は降給の際の通知書の交付、第６条は心身の故障に関する受診命令に従う義務、第７条は細目を委任する事について規定するものでございます。また付則におきましては、条例の施行日や給与に関する条例の必要関係につきまして規定するものでございます。以上、誠に簡単ではございますが、議第５９号の草津市職員の降給に関する条例案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

意見等もないようですので、議第５９号は意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、議第６０号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

児童生徒支援課長

「草津市手数料等の一部を改正する条例等について」児童生徒支援課の柴原が御説明申し上げます。議案書は145ページから151ページになります。特に146ページの第3条草津市立教育集会所設置条例の一部を改正する条例と149ページから151ページを御覧ください。まず改正の理由でございますが、令和3年3月に策定されました行政経営決定改革プランにおきまして、アクションプランの調査であります使用料等の適正化と公平性の確保を掲げておりまして、提供する行政サービスを利用する人と利用しない人の負担の公平性の確保を目的に、受益者負担の適正化を図るため、全庁的な使用料等の見直しに合わせて、教育集会所の使用料見直しを行うものであります。改正の内容につきましては、教育集会所4館におきまして、平成27年度から2館が先行して指定管理制度を導入いたしました。令和元年度からは4館全てで指定管理制度が導入されまして、前回の見直しの時は2館のみでありましたが、今回は4館すべて指定管理制度を導入したことにより、全体の年間維持管理費が減少したため、貸館使用料の引き下げを行うものであります。以上簡単ではございますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

図書館長

続きまして同じく「草津市手数料条例等の一部を改正する条例のうち草津市立図書館設置条例の一部を改正する条例案につき議決を求めること」につきまして、図書館の二井が御説明申し上げます。資料146ページ、新旧対照表は149ページを御覧ください。草津市立図書館においては、2階と3階に会議室があり、草津市立図書館設置条例の第4条から第7条で、その使用許可や使用料金等について定めております。使用料等は行政サービスに係るコストに対応した料金であることが求められ、適正な改正を行い受益と負担の適正化を図ることが必要であることから、令和3年3月策定の草津市行政経営改革プランに基づき、令和5年4月からの施行に向け、市全体で見直しを行うものであり、草津市立図書館においても同様に見直しを行いました。その結果、令和元年度から令和3年度等の実績から使用料を見直したところ、設備改修等により維持管理経費が減少した影響等により引き下げるものであります。引き下げ後の使用料につきましては資料の通りでございます。以上誠に簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどいただきますようお願い申し上げます。

	げます。
藤田教育長	ではただいまの説明について何か御意見、御質問ございましたらお願いします。
藤田教育長	施行日はいつからですか。
児童生徒支援課長	令和５年４月１日からです。
藤田教育長	１４８ページの経過措置は何の経過措置か、説明していただけますか。
田中総括副部長	付則の経過措置３に基づき、教育集会所および図書館会議室の使用日が当条例の施行日である令和５年４月１日以降であれば、申請日が４月１日以前であっても改正後の使用料になるという経過措置でございます。議会で条例案が議決するまでは、改正後の料金を公表する訳にはいきせんので、議決前の申し込みについては、一旦改正前の料金を預かり、条例案議決後に差額を返金する現場の運用となります。
藤田教育長	他に御意見が無いようですので、議第６０号は意見なしとして市長に回答することといたします。
	次に議第６１号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
教育総務課長	議第６１号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」、教育総務課の吉田より御説明申し上げます。議案書は１５３ページから１６０ページでございます。こちらの議案につきましては、１１月２８日に開会予定の１１月定例市議会に対し、教育委員会に関連する令和４年度一般会計補正予算を提案するにあたりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき市長

よりより意見を求められているものでございます。それでは、156ページから160ページをお願いいたします。初めに、補正予算案の歳出予算から御説明申し上げます。今回補正予算を計上するに至った要因は2点ございます。まず1点目の要因といたしまして、各公共施設における電気料金等の高騰対応といたしまして、不足が見込まれる公共施設における光熱費の増額を行うとともに、影響を受ける指定管理者の経営負担を軽減し、安定した施設運営を実現するため、価格高騰に係る支援費を計上するものでございます。今回補正を行うのは、156ページ以降、議案書右端にございます、説明欄にエネルギー価格高騰に伴い増額となる電気・ガス使用料金を記載している事業でございまして、具体的には小中学校、図書館、給食センター、本陣、街道交流館、教育研究所の各施設において、補正予算額欄に記載の額を増額いたしまして、合計1億9,289万8,000円を計上するものでございます。この他156ページの記載下段にございます。生涯学習課所管の文化ホール管理運営費、及び157ページの上から3段目、スポーツ推進課所管の社会体育施設管理運営費においては、指定管理を行っておりますアミカ・クレアホール及び社会体育施設について、同様に光熱費・燃料費の補助を行うために、記載の額合計434万4,000円を増額補正するものでございます。次に2点目の要因といたしましては、令和4年度人事院勧告及び滋賀県人事委員会勧告に準じた給与改定の実施により、職員費の増額分を計上するものでございます。今回補正を行うのは、156ページ以降、議案書右端にございます説明欄に人事勧告による給与改定及び地方公務員等共済組合法の改正に伴う増額と記載している事業でございまして、正規職員、会計年度職員の月例給及びボーナスの改定を行い、補正予算額欄に記載の額を増額いたしまして、合計816万2,000円を計上するものでございます。次に、155ページに戻っていただきまして、歳入補正を御覧ください。1段目2段目に記載しておりますのは、先ほど御説明いたしました生涯学習課とスポーツ推進課で所管しております文化ホールと社会体育施設における、指定管理者への補助金に対する国庫補助金歳入で、記載の補正予算額を受け入れるものでございます。3段目の学校教育課所管につきましては、スクールサポートスタッフ配置支援費に係る人事勧告による給与改定に対する補助金歳入で、記載の補正予算額を受け入れるものでござい

ます。以上、誠に簡単ではございますが、議第61号の補正予算の御説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

藤田教育長

それではただいまの説明についての御意見御質問ございましたらお願いいたします。

意見等ないようでございますので、議第61号は意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、「議第62号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めことについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

給食センター所長

議第62号「学校給食センター特別会計の補正予算」につきまして、学校給食センターの田中から御説明申し上げます。議案書は161ページから163ページまででございます。163ページの特別会計補正予算の表の下段の歳出から御説明を申し上げます。最初に訂正箇所がございますので申し上げます。一つ目の歳出、学校給食センター補正予算の事務事業欄でございますが、「職員費」とございますが誤りでございます。正しくは「管理運営費」、「小学校給食管理運営費」となりますので、申し訳ございませんが訂正をお願い致します。それでは説明に移らせていただきます。一つ目の令和4年度の人事院勧告によります給与改定及び地方公務員等共済組合法の改定を踏まえまして、会計年度任用職員の予算ならびにエネルギー価格高騰に伴い、電気ガス使用料が不足しますことから予算の補正を行うものでございまして、2774万6,000円の増額補正を行うものでございます。二つ目と三つ目は、第二学校給食センターの補正予算でございます。一つ目と同様に会計年度任用職員の予算に係ります増額、電気ガス使用料の不足に伴います予算の増額、合計385万5,000円の補正を行おうとするものです。また、令和4年度の人事異動に伴います正規職員の職員費195万7,000円の増額補正を行おうとするものでございます。次に、同じページの上段の歳入につきまして御説明いたします。先ほど申しました学校給食セン

藤田教育長

ターと第二学校給食センターの歳出補正予算額を一般会計繰出金から、学校給食センター特別会計に繰入を行おうとするものでございます。簡単ではございますが、学校給食センターからの説明は以上でございます。

ではただいまの説明についての御意見、御質問はございませんか。

では、意見等ないようですので、議第62号は意見なしとして市長に回答することといたします。

以上をもちまして本日の議事は終了となります。

これをもちまして11月定例会を終わらせていただきます。

閉会 午後4時00分